

【プラチナファーミングの会】

日本農業技術経営会議設立に向けて

Japan Agricultural Management of Technology Conference (JAMOTC)

- 優れた生産と技術創出のために -

2025年2月3日



日本農業技術経営会議設立発起人一同

2025年1月20日現在

JAMOTC©2025 不許複製



1. はじめに	Introduction
2. 設立	Established
3. コンセプトとビジョン	Concept & Vision
4. 活動とテーマ	Activity & Theme
5. 組織運営	Organization Management
6. 会員と事務局	Member & executive office
7. 事業計画	Business Plan
8. 事業収支見込み	Income & Expenditure
9. 技術経営と組織のイメージ	Image
10. 規約	Rule

目次 Contents

Agricultural Management of Technology

1 はじめに Introduction

農業現場が困っていることを解決する技術を創り経営に実装します

農業者自らが、農業技術や農業分野での大きな障害となっている課題を農業者と関係者が協働し、現場目線で社会に実装できるイノベーションを生み出し、経営とのシナジーにより、によって生産現場を改革してゆきます。

そのことを**技術経営 (Management of Technology)**といいます。

具体的には、次に取り組みます。

1、【イノベティブアグリカルチャーへのドライブ】

農業者と関係者が、課題を解決するイノベティブな技術を創り、経営に実装し生産性を改善することにより、持続的な経営を実現します。

2、【リードユーザーイノベーションとキーアクターとのシナジー】

農業者自身が主体となり現場目線の発想とアイデアで、キーとなる関係者を巻き込んでシナジーによってイノベーションを実現する。

3、【技術経営×地域経営とのシナジー】

地域全体や多様な経営体にその成果を波及し、農業経営の最適化を進め、地域農業の持続性を高める。



農業者が自ら【技術と経営】を創る

2 設立 Established

今まで約7年間にわたり、このメンバーで技術経営のことを学び、具体的にどのようなことなのかをセミナーやフィールドワークなどを通して体験してきました。この取組を行うにあたり、公益社団法人農林水産・食品産業技術振興協会（JATAFF）の雨宮宏司前理事長と藤本潔理事長、関係者の皆様には、多大なるご尽力とご支援を賜りサポートして下さったことに敬意を表し、御礼を申し上げます次第です。

私たちは、農業者自らが、自らの手で関係者の皆様と協働し、技術と経営のシナジーを最大化し、日本農業の未来を切り開き、それを仲間である地域の農業者とともに共有し、持続的な農業を創り、社会的責任を果たしてゆきたいと考えています。

代表 尾藤光一

設立発起人

- | | |
|-------|-------------------------------|
| 尾藤 光一 | 株式会社尾藤農産 代表取締役社長（北海道） |
| 国定 豪 | 有限会社国定農産 代表取締役会長（岡山県） |
| 三瓶 清志 | 有限会社さんべ農園 社員（福島県） |
| 大野 泰裕 | 株式会社大野ファーム 代表取締役社長（北海道） |
| 堀江 英一 | 株式会社もち米の里ふうれん特産館 代表取締役社長（北海道） |
| 石淵 大和 | 熊本興畜株式会社 代表取締役社長（熊本県） |
| 山崎 能央 | 株式会社ヤマザキライス 代表取締役社長（埼玉県） |
| 田仲 利彰 | 株式会社農業生産法人田仲農場 代表取締役社長（茨城県） |
| 飯野 芳彦 | 飯野農園 代表（埼玉県） |
| 中林真一郎 | 有限会社中林牧場 本社農場長（三重県） |
| 濱田 栄治 | 農事組合法人 アグリスターオナガ 代表理事（石川県） |
| 國田 誠 | 國田農産有限会社 代表取締役社長（愛媛県） |
| 金子 健斗 | 金子農園 代表（新潟県） |
| 佛田 利弘 | 株式会社ぶった農産 代表取締役会長（石川県） |

3 コンセプトとビジョン

【Platinum Farming】

Concept & Vision

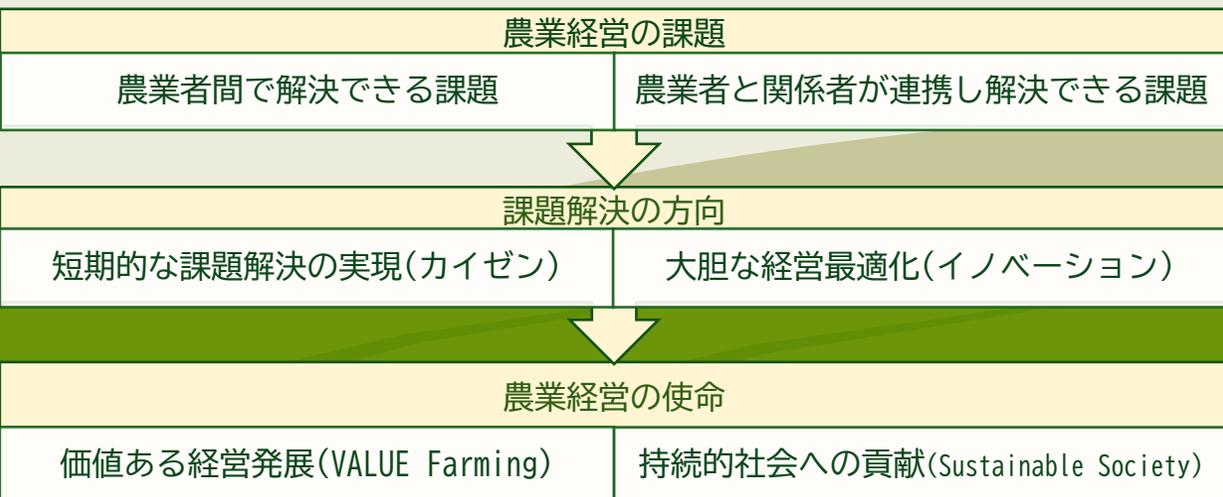
◇コンセプト

『技術経営によってプラチナファーミングを実現し 社会を豊かにする』

プラチナとは、貴重で特別なことをさすといわれています。
我々は、日本の農業とその経営、ひいては地域が、優れた生産性と最適化された農業生産を持続的に行うことを目指し実現することを「プラチナファーミング」と定義します。
また、その言葉が農業経営の豊かさの代名詞になることを願っています。

◇ビジョン

【課題認識】



【基本理念とありたい未来像】

基本理念

価値観

農業者と事業者と研究・開発者等とのシナジーによりイノベーションを量産します
イノベーションを社会化・公共化し、農業の生産と地域・環境に貢献します

目的

MOT-Agricultureにより、イノベティブな農業経営の創出を行います
技術経営を実装した経営が日本の農業経営の一員として、地域農業を牽引します
一人一人が、改革者としての自覚を持ち、技術経営発展の活動に参加します
行政を含めた地域全体が更なる協働連携を進め、課題解決に取り組みます

目指すべき未来像

目標

MOT-Agricultureによって農業経営の生産性・持続性・環境適応性を向上させ
ひいては日本の地域を豊かにする

未来像

キーアクターによるMOT-Agricultureが農業イノベーションの代名詞になる
リードユーザーイノベーションによる1農家1特許を実現する
農業MOTスクールによって、イノベーターを量産する
LOW-TECH×HIGH-TECHのクロスマネジメントの代表例を創る
日本のMOT農業経営が、世界の農業技術を牽引する
農業者が取り組みたいマネジメントのスタンダードとなる
MOT-Agricultureにより、食料・農業・環境・地域・教育の分野を改革する

4 活動とテーマ

Activity & Theme

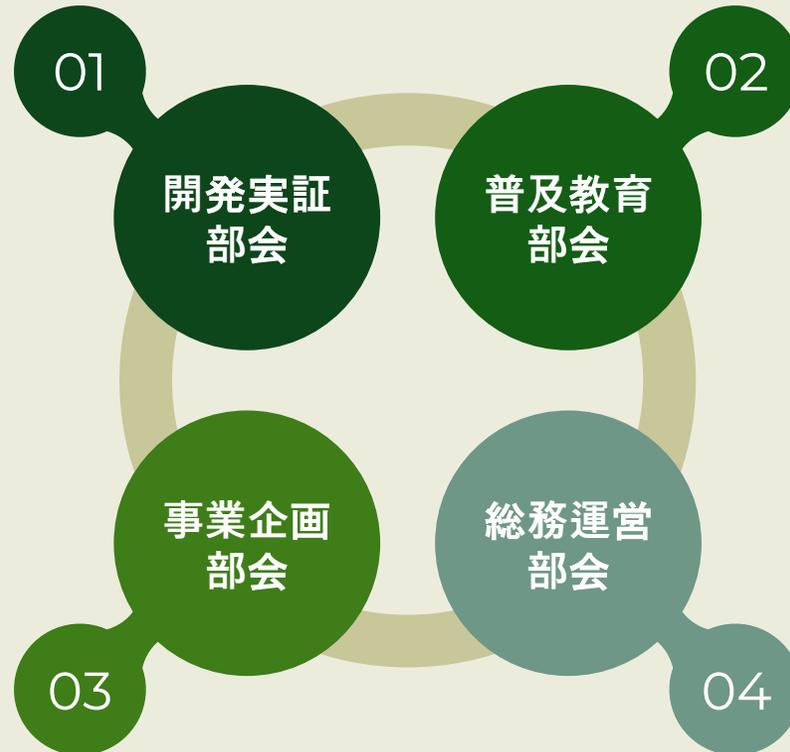
4つの部会が連携して技術経営を創る

技術を開発実証し使える技術にする

- 水稻粒状土中2段施肥
- 水稻可変施肥ブロードキャスター水田追肥
- 作期幅拡大による高温対策
- スマートライスセンターの展開とデータ連携
- 最適畜産経営モデル構築
- その他

開発→実証→普及→教育の事業を企画する

- 高機能バイオ炭の実装
- 生成AIによる農業技術開発のシステム化
- 水田漁労のシステム化と技術導入
- 技術経営の農業への実装推進



技術普及とその教育を行い実装する

- 高機能バイオ炭の実装
- 土壌分析(SRU)による処方箋による生産性改善
- 技術経営セミナーの開催(一般向け・会員向け)
- 農業技術経営スクールの開催
- 農事塾の開催

技術経営マネジメントの運用を適切にする

- 三位一体の取組 = 農業者×企業×研究機関
- 技術の開発・改良・実証・普及・教育の推進モデル
- 適正なプロジェクト推進(契約・知財)
- 活動の広報とガバナンス

範囲は、主に農業(林業・水産を含む)分野を中心とした領域

5 組織運営

Organization Management

【予定】(敬称略)

顧問

榎田 松瑩 (元三井物産会長 国際大学理事長)

三輪睿太郎 (元農林水産省技術会議会長)

神出 元一 (元全農理事長 農林中金特別参与)

参与

内平 直志 (北陸先端科学技術大学院大学教授 日本MOT学会理事)

小林 一 (鳥取大学名誉教授 農業経営学)

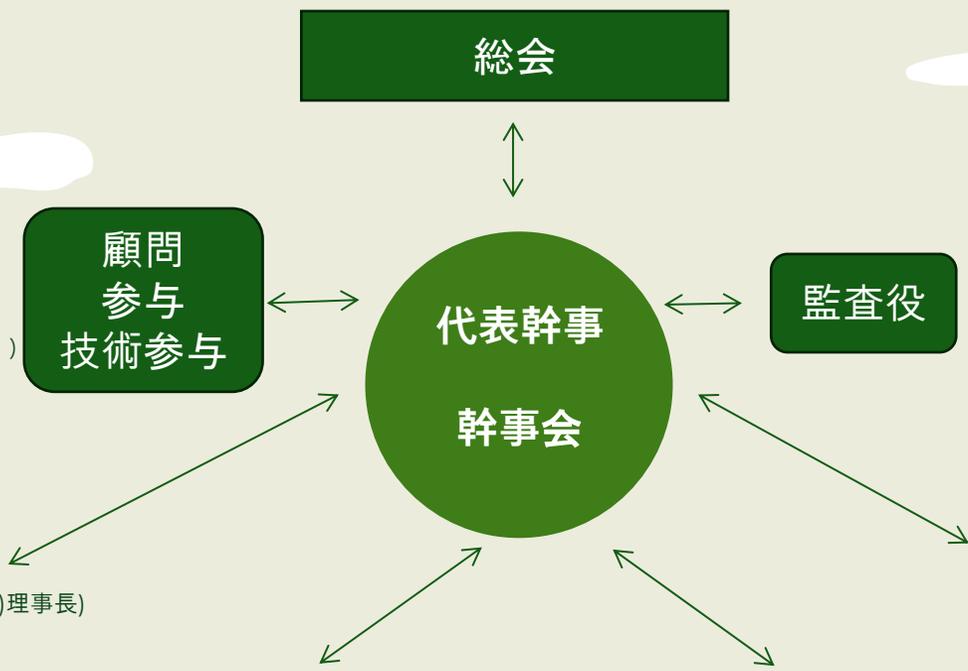
技術参与

岩元 明久 (一般社団法人全国農業改良普及支援協会会長)

雨宮 宏司 (公益財団法人日本特産農産物協会理事長)

藤本 潔 (公益社団法人農林水産・食品産業技術振興協会(JATAFF)理事長)

塚田 悟 (片倉コープアグリ株式会社 理事)



【予定】(敬称略)

幹事候補

尾藤 光一 株式会社尾藤農産代表取締役社長

国定 豪 有限会社国定農産代表取締役会長

三瓶 清志 有限会社さんべ農園社員

大野 泰裕 株式会社大野ファーム代表取締役社長

石渕 大和 熊本興畜株式会社代表取締役社長

山崎 能央 株式会社ヤマザキライス代表取締役社長

田仲 利彰 株式会社農業生産法人田仲農場 代表取締役社長

飯野 芳彦 飯野農園代表

中林真一郎 有限会社中林牧場本社農場長

濱田 栄治 農事組合法人 アグリスターオナガ代表理事

國田 誠 國田農産有限会社 代表取締役社長

金子 健斗 金子農園代表

佛田 利弘 株式会社ぶった農産代表取締役会長

監査役候補

堀江 英一 株式会社もち米の里ふうれん特産館代表取締役社長

稲垣 照哉 全国農業会議所 専務理事

6 会員と事務局

Member & executive office

◇会員種別

□議決権会員

・正会員 (1口 複数口も可)

会費 事業高 (売上)	1 億円未満	3 万円
	1 億円以上	6 万円
	5 億円以上	9 万円
	1 0 億円以上	1 2 万円
	2 5 億円以上	1 8 万円
	5 0 億円以上	2 4 万円
	1 0 0 億円以上	3 0 万円
	5 0 0 億円以上	3 6 万円
	1 0 0 0 億円以上	4 8 万円
	2 5 0 0 億円以上	6 0 万円
	5 0 0 0 億円以上	9 0 万円

□未議決権会員

・賛助会員

i 個人 (会費 1 口 1 万円 複数口も可)

ii 法人 (会費は正会員の半額 複数口も可)

会費 事業高 (売上)	1 億円未満	1.5 万円
	1 億円以上	3 万円
	5 億円以上	4.5 万円
	1 0 億円以上	6 万円
	2 5 億円以上	9 万円
	5 0 億円以上	12 万円
	1 0 0 億円以上	15 万円
	5 0 0 億円以上	18 万円
	1 0 0 0 億円以上	24 万円
	2 5 0 0 億円以上	30 万円
	5 0 0 0 億円以上	45 万円

iii 公的組織 (行政等公的組織・公的研究機関・公的教育機関等 会費不要)

・特別会員 (会費不要)

◇入会手続き (設立時は、総会の承認をもって入会とする)

- ・正会員 2名の正会員の推薦により入会審査委員会の審査を幹事会の承認を経て入会とする。
- ・賛助会員 1名以上の正会員の推薦により、幹事会の承認を経て入会とする。
- ・特別会員 幹事会の推薦・承認を経て入会とする。

◇会員資格

会員は、会員を対象にした事業に参加することができる。

正会員は、議決権を有し、本会の目的達成のため会の運営に関与協力するとともに、部会においてプロジェクトを企画・構成・運営・参画することができる。

賛助会員・特別会員は、正会員及び部会・幹事・事務局の求めに応じてプロジェクトに参画することができる。

◇入会審査委員会

総会の選任をもって委員を構成し、会長は委員の互選とする。3名以上6名以内とする。

◇想定される業種・分野 (活動の趣旨に賛同し、参画・賛助する者)

農業者 (個人・法人・任意組合等)

農業関連産業 (肥料・農薬・機械・資材・システム開発・IoT事業・新規事業開発等)

農業生産販売関連 (卸・小売・市場・商社・流通・メーカー・商工業等)

金融・証券・コンサルティング・サービス業等

試験研究機関 (農研機構・公的研究機関・都道府県農試・大学・民間研究機関等)

農業者団体・消費者団体・環境団体・教育団体・社会団体等

スタートアップ・ベンチャー企業等

マスコミ・メディア・SNS・出版業等

研究者・個人・消費者・アントレプレナー・リクスプレナー・イノベーター等

◇想定される会員数

2025年 正会員 30 (農業者 20 農業関連企業団体10) 賛助会員 5

2026年 正会員 60 (農業者 40 農業関連企業団体20) 賛助会員10

2027年 正会員 90 (農業者 60 農業関連企業団体30) 賛助会員15

2028年 正会員120 (農業者 80 農業関連企業団体40) 賛助会員20

2029年 正会員150 (農業者100 農業関連企業団体50) 賛助会員25

◇事務局

一般社団法人農業者ネットワーク内

〒102-0094 東京都千代田区紀尾井町3番29号 日本農業研究会館4階

※農業者ネットワークとは

農林水産省農業者大学校同窓会 (会員約1,250名) と日本農業経営大学校同窓会 (会員約100名) 等で構成された農業者の研鑽を目的とした団体。設立は2013年。主に農業者の支援活動を実施。

7 事業計画

Business Plan

◇事業計画（案）

- ・開発実証は、毎年最大新規プロジェクトを5件程度とし、期間は3年を基本とする。
その取組については、事業企画の評価を受けた上で、利害関係者の調整を行いプロジェクトを組成する。
- ・普及教育は、一般の者を対象に基本、毎月リモートセミナー、リモートワークショップを開催する。
技術経営の普及と技術経営人材の育成に努める。
- ・事業企画は、開発実証案件の掘り起こしやマッチングのためのサロンの開催など、シーズ開発などを行う。
- ・総務運営は、公正公平な開発契約の取組や技術経営の深化やその広報など活動を行う。



2025

2026

2027

01	開発実証 部会	既往案件プロジェクト化（5件 期間3年） 新規案件検討	既往案件+新規案件プロジェクト化（5件 期間3年） 新規案件検討	既往案件+新規案件プロジェクト化（5件 期間3年） 新規案件検討
02	普及教育 部会	リモートセミナー（隔月） リモートワークショップ（隔月） MOTスクール準備 農事塾（年1回）	リモートセミナー（隔月） リモートワークショップ（隔月） MOTスクール プレスタート 農事塾（年1回）	リモートセミナー（隔月） リモートワークショップ（隔月） MOTスクール スタート 農事塾（年1回）
03	事業企画 部会	課題抽出 マッチングワークショップ 協働体制構築	課題抽出 マッチングワークショップ 協働体制構築	課題抽出 マッチングワークショップ 協働体制構築
04	総務運営 部会	秘密保持契約・共同研究会開発契約書開発 ガバナンス強化・技術経営（MOT）の深化 経営評価モデル確立・入会基準策定	プロジェクト評価 ガバナンス強化・技術経営（MOT）の深化 経営評価モデル確立・知財契約研究	プロジェクト評価 ガバナンス強化・技術経営（MOT）の深化 広報・知財契約研究

8 事業収支見込み

Income & Expenditure

2025収入					
収入種別	詳細	単価(平均)	件数	金額	摘要
会費	農業者	60,000	20	1,200,000	
	企業団体	360,000	10	3,600,000	
	賛助会員	10,000	5	50,000	
事業収入	プロジェクト	1,000,000	5	5,000,000	
特別会費(実費)	懇親会費	8,000	100	800,000	
	資料代	2,000	200	400,000	
計				11,000,000	

◇事業収支(案)

会費は、一般社団法人農業者ネットワークの技術経営会員の会費扱いとし、公益事業会計へ入れることにより、非課税対象とする

想定(毎年新規プロジェクト5件 プロジェクト期間は3年を想定)

2026年 会費収入 970万円 事業収入 1000万円

2027年 会費収入 1455万円 事業収入 1500万円

2028年 会費収入 1940万円 事業収入 1500万円

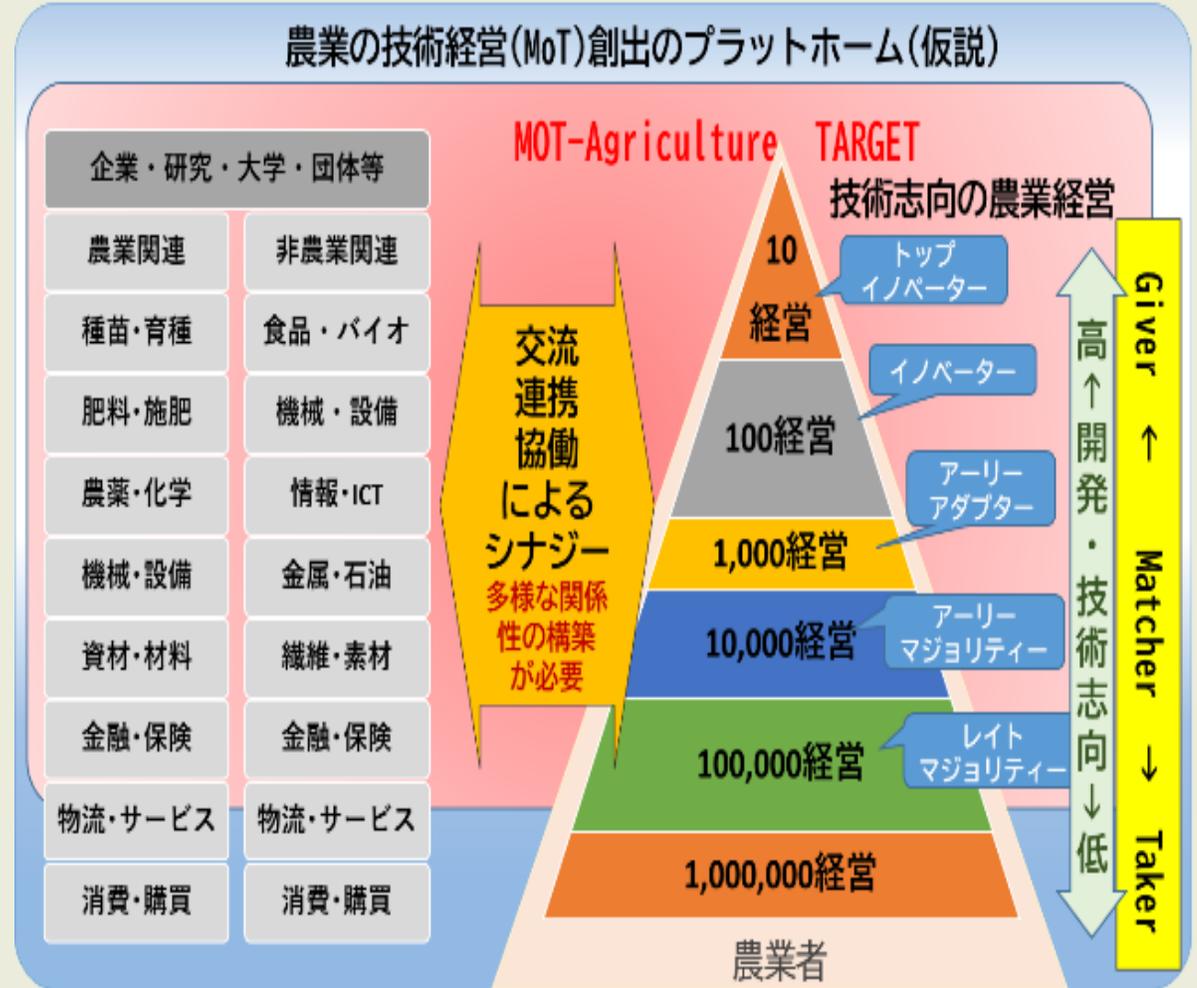
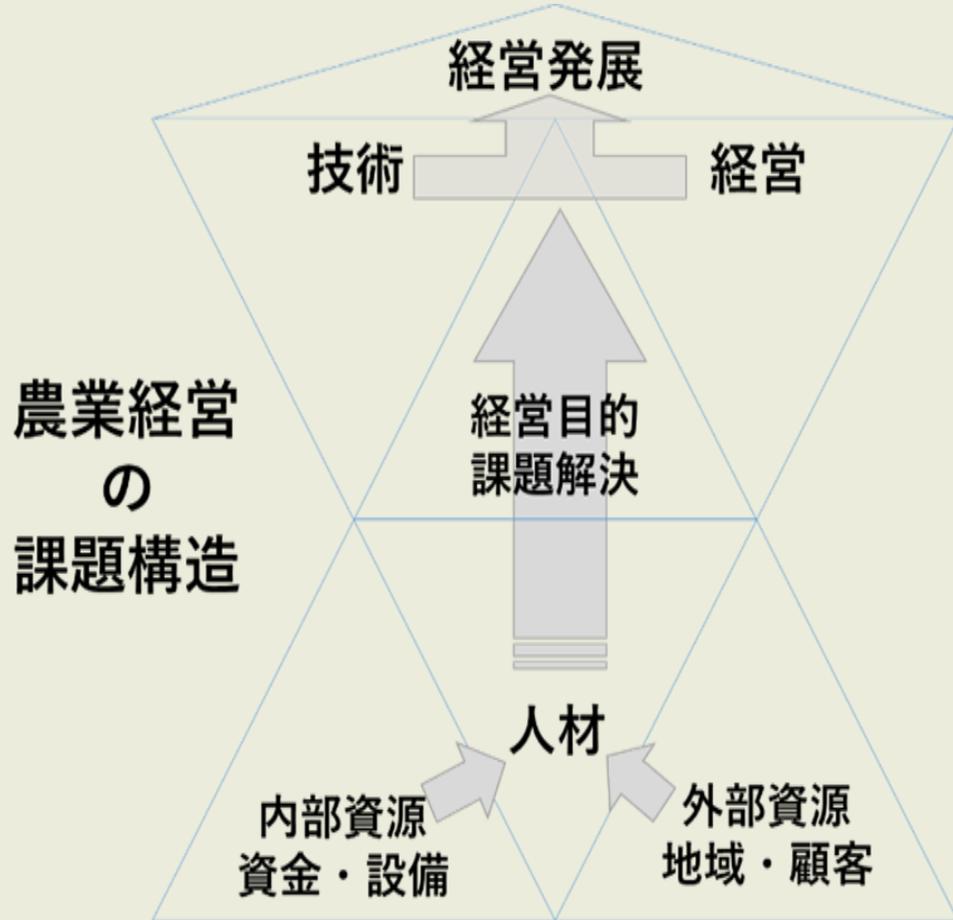
2029年 会費収入 2425万円 事業収入 1500万円

2025支出					
支出種別	詳細	単価(平均)	件数	金額	摘要
基礎経費	家賃	20,000	12	240,000	
	事務費	30,000	12	360,000	
	総会費	800,000	1	800,000	
	会議費	100,000	3	300,000	
	旅費	50,000	20	1,000,000	
	委託費	500,000	2	1,000,000	
事業支出	プロジェクト	1,000,000	5	5,000,000	
特別支出	懇親会費	8,000	100	800,000	
	資料代	2,000	200	400,000	
慶弔費		30,000	3	90,000	
雑費				300,000	
予備費				410,000	
計				11,000,000	



9 技術経営と組織のイメージ Image

農業経営と企業・研究・大学・団体等とのアライアンスシナジーの仮説



農業界でどれだけ多くのイノベーター(Giver)を創出できるか

10 規約 Rule

日本農業技術経営会議 規約（案）

農業・農村とその経営や関係者が総合的かつ持続的な将来への発展を技術経営によって確実なものとするため、日本農業技術経営(Japan Agriculture Management of Technology)会議を発足し、農業の技術経営発展による農業の最適化のために、イノベーションをはじめとした技術と経営の改良や改善を実践し、農業経営とその地域、ひいては日本社会の進むべき方向を示し、具体的活動を行いその成果を生み出すために、ここに規約を定めます。

第1条 目的

- 1 農業経営の技術と経営(MOT)のシナジー（相乗効果）による発展を目指す取組を行う。
- 2 経営体の規模や形態、または、過去の経験や経路依存せず持続的農業経営のための多様な取組を行う。
- 3 現場発の技術や経営のイノベーションを誘発し、社会実装の活動を行う。
- 4 この活動で生まれた成果を地域・社会に展開波及させる。
- 5 その他、上記目的に附帯・関連する活動を行う。

第2条 名称

- 1 当会は、「日本農業技術経営会議」と称する。また、通称はプラチナファージングの会とする。

第3条 会員

- 1 本会の趣旨に賛同し、活動に参画する事業者は議決権を有する正会員とする。
- 2 本会の趣旨に賛同し、賛助・活動に協力する個人、法人・公的組織等を議決権を有しないを賛助会員とする。
- 3 有識者や専門家等、並びに個人・団体・法人について、幹事会が必要と認めた時は、議決権を有しない特別会員とすることができる。
- 4 会員は、事務局を置く一般社団法人農業ネットワークの理事会・総会の手続きを経て、その会員とする。
- 5 会員の入会及び会費とその徴収方法については別途定める。

第4条 事業年度

- 1 事業年度は、1月1日から12月31日とする。

第5条 事業

- 1 当会の事業は、以下の分野とする。
 - ・開発実証部会 技術の開発と実証を行う。
 - ・普及教育部会 技術の普及と教育を行う。
 - ・事業企画部会 事業の企画と組立を行う。
 - ・総務運営部会 当会全体を運営総務する。
- 2 事業全体の執行・管理は幹事会が行う。

第6条 総会

- 1 年度終了後、3ヶ月以内に定時総会を開催する。但し、設立総会はその限りではない。
- 2 会長は、開催14日前までに会員に通知し臨時総会を開催することが出来る。
- 3 総会は、議決権の過半数で成立し、出席議決権（委任状・議決権行使

書・リモート出席等を含む）の過半数によって議決できる。

- 4 総会については、書面決議による開催ができるが、14日前までに開催通知と議案を通知し、議案可決には、議決権数の4分の3以上の賛成を必要とする。
- 5 定時総会では、事業と決算の報告を行うとともに、事業計画と予算、役員を審議する。

第7条 役員

- 1 幹事10名以上20名以内、監査役3名内、入会審査委員3名以上6名以内は、総会において選出する。
- 2 幹事は、幹事会を構成し、幹事会において議決権を有し、幹事数の過半の出席(委任状・リモート出席を含む)で幹事会が成立し、出席議決権の過半で議決できる。
- 3 幹事のうち、代表幹事1名、副代表幹事5名以内、専務幹事2名以内、常務幹事3名内、常任幹事10名以内、事務長幹事1名、事務次長幹事若干名、事務幹事若干名の役職幹事を幹事会において選出する。但し、設立時は、総会の議決とする。
- 4 監査役は、3名以内として総会で選任され監査役会を構成し、幹事会に参加し、会務並びに会計の監査に当たり、総会において監査報告を行う。
- 5 幹事会は、必要に応じて、最高顧問、名誉顧問、顧問、参与、技術参与、相談役、アドバイザーを置くことができる。但し、設立時は、総会の議決とする。

第8条 入会審査

- 1 正会員については、総会で定めた入会審査委員会が入会の可否を審査決定し、幹事会が承認し、入会できる。
- 2 公的組織組織、賛助会員、特別会員は、幹事会の承認により入会できる。
- 3 入会審査委員は、3名以上6名以内とし、委員長は委員の互選とする。
- 4 設立総会時の正会員、賛助会員、特別会員は、設立総会の議決とする。
- 5 会員は、別途定める入会審査規定に適合した者を会員とする。

第9条 任期

- 1 役員と入会審査委員の任期は、次の定時総会とする。但し、再任を妨げない。
- 2 補欠または増員により選任された役員と入会審査委員の任期は、前項の規定にかかわらず前任者または現任者の残存期間とする。

第10条 代表

- 1 代表幹事は、会を代表し、副代表幹事は代表幹事を補佐し、代表幹事が欠員のときは代表幹事の職務を遂行する。
- 2 代表幹事は、予め幹事会の承認のもと、専決権を有する。
- 3 予め副代表幹事の代行順位を定めておくこととする。
- 4 代表幹事、副代表幹事が欠員の時は、幹事会の互選により選出された者が職務を代行する。

第11条 幹事会

- 1 幹事会は、年3回以上開催し、代表幹事とその業務の報告と必要な議案を議決する。
- 2 代表幹事は、開催5日前までに幹事に通知し幹事会を開催することが出来る。
- 3 幹事会の議長は、代表幹事とする。

- 4 幹事会は、議決権の過半数で成立し、出席議決権（委任状・リモート出席等を含む）の過半数によって議決できる。
- 5 幹事会は、全員の賛成によって持ち回り決議ができる。

第12条 組織

- 1 当会は、日本国内を範囲の基本として組織する。
- 2 当会は、一般社団法人農業者ネットワーク内の事業任意組織とする。
- 3 必要に応じて各都道府県に本会議の支部を設置することが出来る。

第13条 運営

- 1 幹事会が本会の運営にあたる。
- 2 幹事会は、総会から付託を受けた事項について専決権を有する。
- 3 代表幹事、副代表幹事は、予め幹事会の付託を受けた内容について、専決権を有する。
- 4 前項の付託できる事項を別紙定める。

第14条 秘密保持

- 1 本会の事業において、知財等の考案・開発が前提となることから、会の活動については、基本は秘密保持の対象とする。
- 2 情報等については、公開・会員限り・正会員限り・役員限り・秘密保持関係者限り等の開示制限を設けて取り扱い、関係者は遵守する。
- 3 会員は、会との基本秘密保持契約を締結し、順守する。

第15条 財源

- 1 会費等、必要な費用は、総会の議決を得て徴収することができる。
- 2 目的寄付等外部の資金等を得て執行する場合は、幹事会で専決し総会に報告する。
- 3 外部の団体企業等からの委託費は幹事会の承認をもって財源とすることができる。

第16条 会計

- 1 当会の会計は、一般社団法人農業者ネットワークの一事業として独立した会計を行う。

第17条 事務所

- 1 当会の事務所は、一般社団法人農業者ネットワーク(東京都千代田区紀尾井町)に置く。

第18条 処分

- 1 会員が、当会の規約遵守違反または重大な公序良俗等の規律違反、当会に何らかの損害を与えた場合等について、幹事会の決定を経て、入会審査委員会がその会員等を除名・会員資格停止・退会勧告等の処分ができる。

第19条 規約

- 1 規約の改正は、総会の議決をもって改正することができる。
- 2 その他定めのない事項については、一般社団法人農業者ネットワークの定款・規約規定及び国内法に準拠する。

附則

- 1 この規約は、令和7年2月3日より施行する。
- 2 設立時の年度は、設立総会から12月31日までとする。

JAMOTC©2025 不許複製



Thank You

Platinum Farming Technology

Japan Agricultural Management of Technology Conference (JAMOTC)